

## 医療保険による訪問看護料金表

医療保険による訪問看護をご利用できるのは健康保険・老人保険の被保険者で、主治医が訪問看護の必要を認めた方です。利用料内訳は以下の表をご参照下さい。(ご利用者様負担額は、負担割合により異なります。)

	種類	サービスの提供時間	金額
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費Ⅰ ※1	週3日までの利用。(1回につき30分から1時間30分程度)	5550円/日
		厚生労働大臣が定める疾病等(※2)の利用者に限り利用制限なし。週4日以降1日につき。	6550円/日
	難病等複数回訪問加算 ※2	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り1日2回または3回以上の訪問ができる。	2回 : 4500円/日
			3回以上 : 8000円/日
	緊急訪問看護加算	利用者やその家族の緊急の求めに応じて訪問した場合。	2650円/日
	長時間訪問看護加算	訪問時間が90分を超えた場合、週1回に限り算定。特別管理加算を算定する場合に算定。	5200円/週
	乳幼児加算・幼児加算	3歳未満、または3歳以上6歳未満の利用者。	1500円/日
	複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合。	4300円/週
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00)	2100円/回
深夜訪問看護加算	深夜(22:00~6:00)	4200円/回	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	訪問看護に必要な計画的な管理に要する費用。	初日のみ: 7440円 2日目以降: 3000円/日
	24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問を行う場合に算定。	6400円/月
	特別管理加算 ※3	留置カテーテル、人工肛門など特別な管理を行う場合に算定。軽度な状態と重症度の高い状態の二段階に設定。	重度: 5000円/月 軽度: 2500円/月
	退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定。	8000円/月
	特別管理指導加算	特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合に加算される。	2000円/月
	退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合。	6000円/月
	在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を共有し、その情報を踏まえて療養上の指導を行った場合。	3000円/月
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合。	2000円/回
	訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・学校・病院・施設等に訪問看護の情報提供を行った場合。	1500円/月
	訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定。	死亡月に 25000円

※1 訪問看護基本療養費Ⅱおよび訪問看護基本療養費Ⅲにつきましては、別紙にてお知らせいたします。

※2 難病・厚生労働大臣の定める疾病の種類につきましては、該当する方にお知らせいたします。

※3 特別管理加算につきましては、該当する方にお知らせいたします。

営業日外の訪問看護を実施した場合・エンゼルケアをご利用の場合は、別途料金(消費税込み)を算定いたします。

営業日以外の訪問看護	土曜日・日曜日・祝日 12月31日~1月3日	3300円/回
エンゼルケア	お亡くなりになった後のケアを実施した場合に算定。 ※内容に応じて金額が異なります。	5500円/回
		11000円/回

共立会・宝寿苑訪問看護ステーション

〒675-0057

加古川市東神吉町神吉708-1

TEL(直通) 079-432-2533